

■労働関係指標

完全失業率	10月の完全失業率(季節調整値) 3.0% (前月と同率)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.40倍 (前月に比べて0.02ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,455万人 (前月差6万人増加)	定期給与	現金給与総額(原数値) 266,802円 (前年同月比0.1%増)

Topics 1. 確定拠出年金法の改正について

今年1月より確定拠出年金法の一部が改正され、個人型確定拠出年金の加入対象が拡大されました。今回の法改正によりほぼすべての方がどんな就業状態、雇用形態にあっても生涯を通じて原則60歳まで確定拠出年金の掛金の拠出を続けられることとなります。制度普及のため、**個人型確定拠出年金の愛称がiDeCo(イデコ)**と決まるなど、これから加入者の増加が見込まれます。そこで今回は、従業員がiDeCoに加入する場合に会社として必要となる事務手続き等についてご紹介いたします。

Point1 従業員がiDeCoに加入した場合に会社が行う事務手続きについて

① 加入時	iDeCoの加入者となる従業員(2号被保険者)を使用する事業所は、国民年金基金連合会(以下、国基連)に事業所の登録をする必要があります。
② 加入時	加入を希望する従業員から提出される事業主証明書に必要事項を記入する必要があります。
③ 年1回	年1回、国基連が加入申出時に得た情報をもとに、加入者の勤務先に資格の有無の確認を行いますので、事業主の証明が必要です。
④ 毎月	加入者が事業主払込を希望する場合、事業主から国基連に掛金を納付する必要があります。
⑤ 年末	所得控除がありますので、加入者が個人払込を選択した場合は年末調整が必要です。「小規模企業共済等掛金払込証明書」が国基連から加入者あてに送られます。

(厚生労働省資料より)

第3号被保険者(専業主婦(夫)等)の加入について

今回の法改正により国民年金第3号被保険者もiDeCoに加入できるようになりました。この場合に会社として注意すべきことは、年末調整の際の所得控除です。iDeCoの掛金は加入者本人のみ所得控除の対象とすることができます。掛金の払込を行ったのが従業員との理由で配偶者の控除証明書が提出された際に誤って控除の対象とすることのないように気をつけましょう。

Point2 企業年金制度がある会社でもiDeCo加入が可能に

従来法律では、会社に企業型確定拠出年金制度がある場合には、iDeCoに加入することができませんでした。今回の法改正により、会社が拠出する掛金の上限が3.5万円かつiDeCoに同時に加入できる旨を規約に規定することにより、従業員がiDeCoに加入できるようになりました。会社がマッチング拠出^(※)を行っている場合は、iDeCoの加入はできません。また、厚生年金基金がある会社でも新たにiDeCoに加入が可能となりました。

※マッチング拠出とは、事業主掛金の範囲内で従業員が掛金を拠出する制度のこと。

Point3 企業型確定拠出年金制度導入を検討してみる

確定拠出年金は、平成13年から始まった企業年金制度です。それまでは企業側の負担が大きい確定給付型の年金しかなく、企業規模が小さいところでは十分に利用されていませんでした。確定拠出年金は会社もしくは個人が拠出した金額を加入者の自己責任のもとで運用し、原則60歳以降にその運用成績に基づいた給付を受け取ります。比較的どんな会社でも導入しやすい制度とされています。また転職しても自分の資産として持ち運ぶことが大きな特徴であり、求人を行う際に会社に企業型確定拠出年金があるということは、採用活動時に有利に働くと考えられます。この機会に制度導入をご検討されてみてはいかがでしょうか。

弊社では、賃金体系の変更により、従業員の給与の一部を確定拠出年金として拠出する「**選択制確定拠出年金**」をご提案しています。当制度は導入した会社側にも社会保険料削減等のメリットもあります。制度導入に必要な規程の整備から、従業員への制度説明、今回の法改正で努力義務となった継続投資教育まで長期的にサポートさせていただきます。詳細は、担当者までお問い合わせください。

Topic 2. 雇用保険適用拡大について～H29.1.1からの対応～

先日のマロニエ通信でもご紹介した高齢者の雇用保険の適用拡大について、今回は届け出漏れ等の恐れのある実務の注意すべきポイントについてご紹介したいと思います。

Point1 65歳以上の労働者で雇用保険未加入者はいませんか？

昨年までに採用した労働者で採用時に65歳以上のため雇用保険適用除外だった方について1月1日から新たに被保険者としての資格取得手続きが必要です。

現在雇用中の65歳以上の方が雇用保険に入っているかご確認ください（加入要件は一般被保険者と同じです。週20時間以上月31日以上雇用見込み）。

届け出期限は通常、被保険者となった日の属する翌月10日までに提出が必要ですが、特例で平成29年3月31日までに届け出すればよいこととなっています。

Point2 雇用保険料は徴収すべき？

Point1で新たに加入した被保険者、また現在年度の初日に64歳以上のため雇用保険料が免除となっている被保険者からしばらくの間雇用保険料を徴収する必要はありません(平成31年度まで)。

しかし、**平成32年4月1日以降は雇用保険料を徴収する必要があります**のでご注意ください。

Point3 被保険者になるメリットは？

今回の改正の背景には当然65歳以上の就業者、求職者が増加していることがあり、65歳以上の方も無職の場合は失業者としての保障が必要であるということがあげられます。

よって、以前は1度きりしか受給できなかった**高齢者求職者給付金が失業の都度受給できること**が一番大きなメリットといえるでしょう（6ヶ月以上の被保険者期間を満たした場合に限る）。

その他、教育訓練給付、育児休業給付、介護休業給付も今回の改正により支給対象となります。

65歳以上の対象者がいる場合、制度の変更の説明の機会を設けるとよいかもしれません。また企業側としては社会保険の適用拡大とあわせ、今回の雇用保険の適用拡大に伴う社会保険料の増大について把握する必要があるといえます。

編集後記《睦月》おせち料理

新年明けましておめでとうございます。

皆さんは年末年始をどのように過ごしましたか？今年は年末年始の海外旅行者が3年ぶりに増加したようなので海外で過ごした方も多かもしれません。私はここ数年、年末の片付けとおせち料理作りに奮闘した年末年始を過ごしています。そして、栗きんとんをつまみにワインを飲んで過ごすのが楽しみになっています。もともと日本食を世界に広めたのはフランスだとも言われ、フレ

Topic 3. 「もしトラ」と新しい世界

昨年は年央にBrexit(英国のEU離脱)が世界を驚かせましたが、年末には不動産王ドナルド・トランプ氏が米大統領に当選し、激震が走りました。日本の金融・証券市場では、選挙前に「もしトラ」(もしトランプが大統領になったら)というジョークが流行っていたようですが、ジョークではなくなってしまい、氏の一挙手一投足を固唾を呑んで見守っています。

国際社会が最も不安に感じているのは、世界最強の軍力を背景に、トランプ政権がどのような安全保障政策を打ち出してくるかでありますが、これは私の専門分野ではないので、今後の米国税制改革の方向性について述べさせていただきたいと思います。

名門シンクタンクであるTax Foundationの分析によれば、トランプ陣営が昨年発表した税制改革プランには、下記のような特徴があります。

- ①子育て費用の所得控除の拡大なども盛り込まれているが、総じて富裕層および大企業に有利なプランになっている。
- ②連邦所得税および連邦法人税を大幅に軽減すると同時に、課税ベースは拡大する。(連邦所得税最高税率39.6% → 33%、連邦法人税最高税率35% → 15%)
- ③遺産税(日本の相続税に相当)を廃止する。
- ④法人の海外利益の米国還流は、10%のみの課税とする。
- ⑤これにより、連邦政府の税収は、10年間で約4～6兆ドル減少する見込みである。
- ⑥全ての所得階層の平均で、税引き後所得の増加が予想される。トップ1%の所得階層では、最大約20%の税引き後所得の増加が予想される。

トランプ氏自身が“Tax Revolution for US Businesses”と呼ぶほどドラスティックな案になっており、そのままでの実行は困難とも思えます。例えば、法人税率15%というのは、日本のタックスヘイブン対策税制の対象になることを意味します。

それでも、8年間のオバマ政権とは全く方向性の異なる税制改革が試されることは確実です。新年と共に、税の分野でも新しい世界に突入することになり、対米進出日本企業への直接的な影響も避けられません。備えておきたいものです。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

ンチと和食には繊細な味付けや見た目の華やかさなどの共通点もあります。また、和食は飲むお酒や雰囲気に合わせて様々な料理に変化させることができるのでワインとの相性もバッチリです。

近年、お正月におせちを食べるという文化が薄れてきていますが、洋風のおせちなども登場したことで、お酒や料理の種類等を変えながらおせち料理を楽しむことができるので、新年を祝う日本の伝統文化を大切にしていきたいですね。そして、おせちを食べた後はまた一年マメに働き、仕事に勤んでいきたいと思っています。

今年もどうぞよろしくお祈りします。

(紗)



Facebook 随時更新★ いいね! お待ちしています♪
Facebookにて最新情報をお届けしております
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



プライバシーマークを
取得いたしました



10840560